

# 舞鶴市原子力災害住民避難計画（改正版）の概要

（平成28年3月29日改正）

## 基本的事項

- 国の防災基本計画、原子力災害対策指針、府地域防災計画（原子力発電所防災対策計画編）、市地域防災計画（原子力災害対策編）に基づく防護措置を行う。
- 広域避難等については、府の「広域避難要領」、関西広域連合の「広域避難ガイドライン」、国の「高浜地域の緊急時対応」と整合を図りながら実施する。

## 防護措置対象地域の区分

1 PAZ（予防的防護措置を準備する区域） 世帯数、人口は、平成28年1月1日現在

発電所	対象地域	世帯数	人口
高浜発電所	松尾、杉山	31世帯	63人

1 - 2 PAZに準じた防護措置を行う地域

発電所	対象地域	世帯数	人口
高浜発電所	大山、田井、成生、野原	196世帯	538人

避難経路を考慮し、PAZに準じた避難等を行う。

2 UPZ（緊急時防護措置を準備する区域）

発電所	対象地域	世帯数	人口
高浜発電所	舞鶴市域全域（松尾、杉山を除く）	40,753世帯	86,061人
大飯発電所	大浦地区全域、東地区全域、中地区全域、西地区（野村寺、城屋、高野台、上福井を除く）、加佐地区（蒲江、油江、東神崎、西神崎）	38,480世帯	81,177人

高浜発電所のUPZには、「PAZに準じた防護措置を行う地域」を含む

## 防護措置の実施基準

- EAL（緊急時活動レベル）と緊急事態区分

緊急事態区分	緊急事態を判断する主なEAL	防護措置の概要
警戒事態（EAL1）	・立地道府県で震度6弱以上の地震が発生 ・立地道府県で津波警報発令 など	情報収集、防護措置の準備 PAZ要配慮者避難準備
施設敷地緊急事態（EAL2）	・すべての交流電源を喪失した状態が30分以上継続 など	PAZ要配慮者避難 PAZ住民避難準備 UPZ屋内退避準備
全面緊急事態（EAL3）	・すべての非常用直流電源を喪失した状態が5分以上継続 ・冷却機能喪失 など	PAZ住民避難 UPZ屋内退避

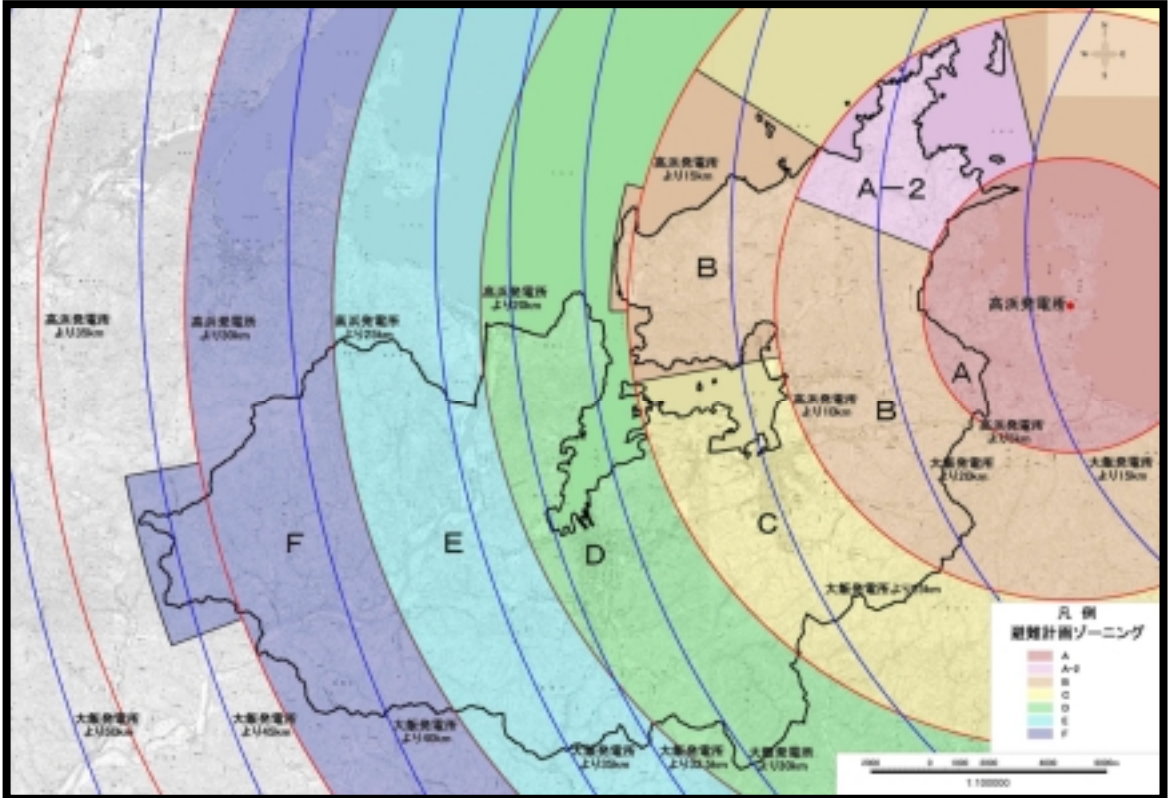
- OIL（運用上の介入レベル）

基準の種類	基準値	防護措置の概要
OIL1	500 $\mu$ Sv/h	数時間以内を目途に区域を特定し、1日以内に避難
OIL2	20 $\mu$ Sv/h	1日以内を目途に区域を特定し、1週間程度以内に避難
OIL4	40,000cpm	避難者などの避難退域時検査を行い、基準を超える場合は迅速に除染
飲食物のスクリーニング基準	0.5 $\mu$ Sv/h	数日以内を目途に飲食物中の放射線核種濃度の測定区域を特定

## 避難の実施

### 1 避難指示区域（ゾーン）

- 高浜発電所からの距離に応じて、概ね5 kmごとに7つの避難指示区域（ゾーン）を設定する。
- 大飯発電所の事故を想定したゾーンも、高浜発電所と同様とする。



### 2 避難の考え方

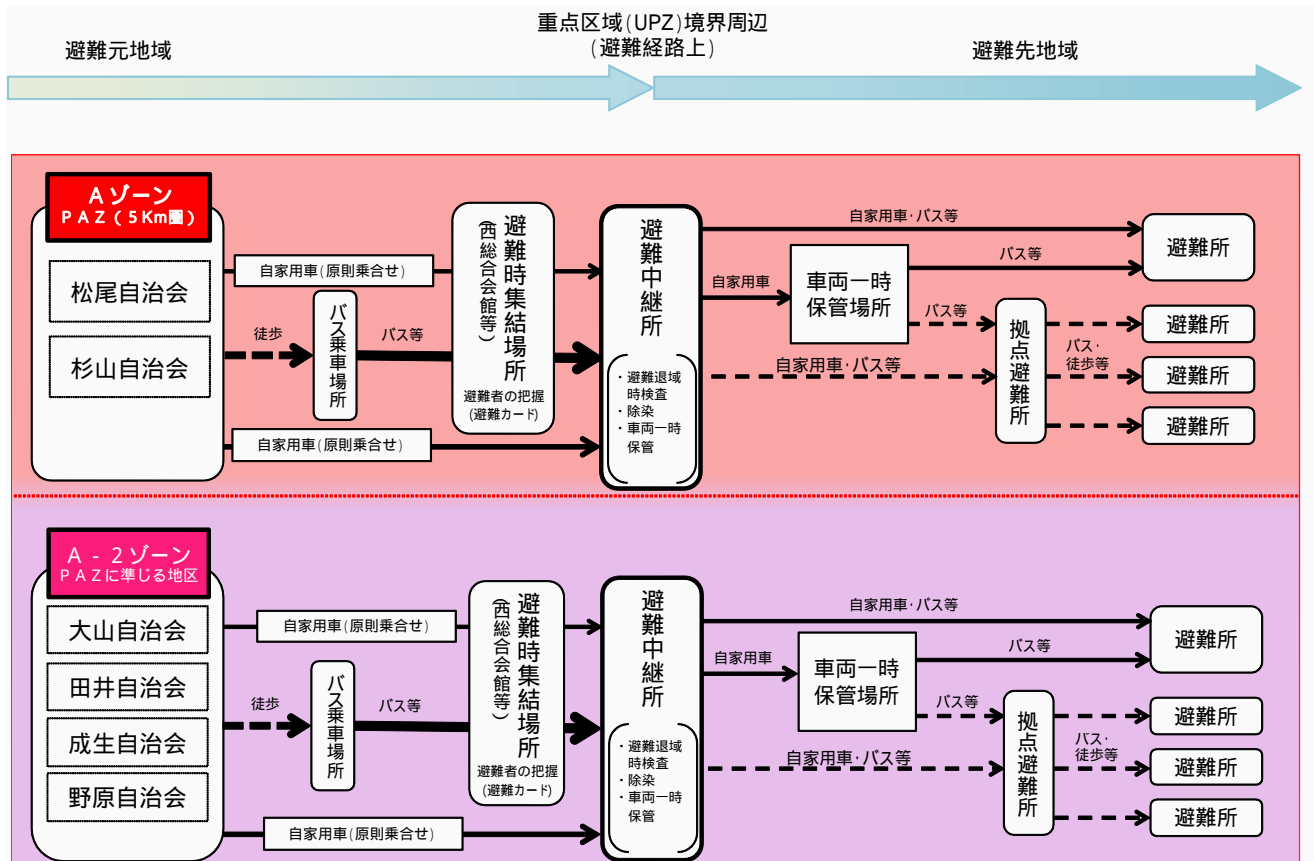
- 防護措置の実施基準に基づく住民の避難行動

区分		舞鶴市の対応	P A Z 住民の行動 (A、A-2ゾーン)	U P Z 住民の行動 (B、C、D、E、F ゾーン)
緊急事態区分 (EAL)	警戒事態 (EAL1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害警戒本部設置（全職員参集）</li> <li>・情報収集、連絡体制の構築</li> <li>・住民に情報提供</li> <li>・P A Z 要配慮者・関係者の避難準備（車両手配等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外出を控える（帰宅）</li> <li>・要配慮者避難準備</li> <li>・観光客等は市外退去</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の情報等に留意</li> <li>・観光客等は市外退去</li> </ul>
	施設敷地 緊急事態 (EAL2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部設置</li> <li>・住民に情報提供</li> <li>・P A Z 要配慮者避難指示</li> <li>・P A Z 住民避難準備指示</li> <li>・U P Z 住民屋内退避準備指示</li> <li>・広域避難準備（避難先・輸送手段の確保）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者避難開始</li> <li>・住民避難準備</li> <li>・安定ヨウ素剤の準備</li> <li>・今後の指示・情報に留意</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内退避準備</li> <li>・今後の指示・情報に留意</li> </ul>
	全面 緊急事態 (EAL3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・P A Z 住民避難指示、安定ヨウ素剤の服用指示</li> <li>・U P Z 住民屋内退避指示</li> <li>・避難時集結場所開設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民避難開始</li> <li>・安定ヨウ素剤の服用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内退避</li> <li>・今後の指示・情報に留意</li> </ul>

区分		舞鶴市の対応	PAZ住民の行動 (A、A-2ゾーン)	UPZ住民の行動 (B、C、D、E、Fゾーン)
防護措置の実施を判断する基準 (OIL)	OIL 2 20 $\mu$ S/h 1日以内を目途に区域を特定し、1週間程度内に避難を実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難指示 (基準超過ゾーン)</li> <li>安定ヨウ素剤の配布・服用指示(基準超過ゾーン)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>避難時集結場所に集結(避難指示ゾーン)</li> <li>避難カード提出</li> <li>避難時集結場所等で安定ヨウ素剤服用</li> <li>避難開始</li> </ul>
	OIL 1 500 $\mu$ S/h 数時間を目途に区域を特定し、1日以内に避難を実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難指示 (基準超過ゾーン)</li> <li>安定ヨウ素剤の配布・服用指示(基準超過ゾーン)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>避難時集結場所に集結(避難指示ゾーン)</li> <li>避難カード提出</li> <li>避難時集結場所等で安定ヨウ素剤服用</li> <li>避難開始</li> </ul>

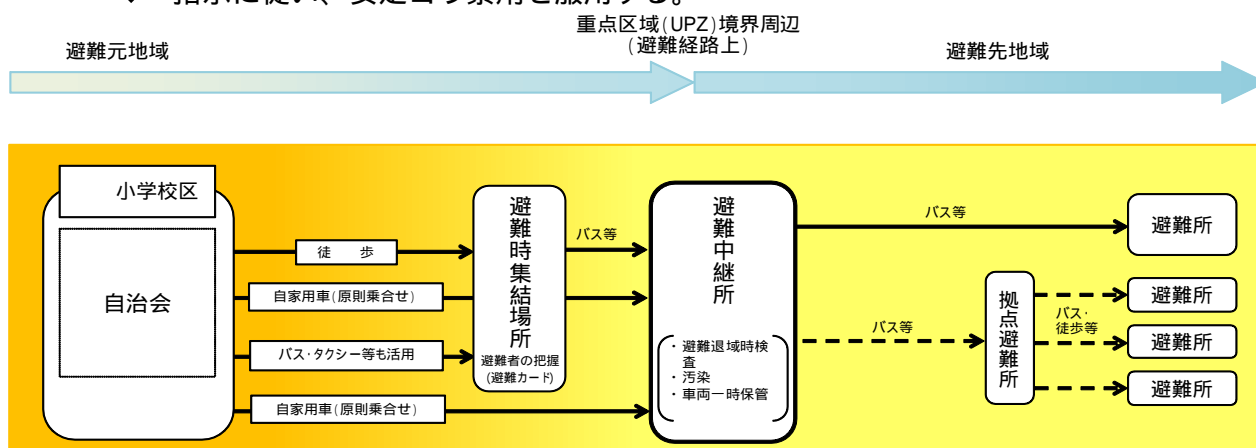
### 3 避難の流れ

- PAZ及びPAZに準じた防護措置を行う地域の避難等(A、A-2ゾーン)
  - ◆ 全面緊急事態で住民は避難を開始する。  
(要配慮者は、施設敷地緊急事態で避難を開始)
  - ◆ 避難完了の目印として玄関先等に白いタオルを掲出する。
  - ◆ 避難時集結場所への移動は、自家用車または市が各地区のバス乗車場所に配車する避難用バスとする。
  - ◆ 避難時集結場所で避難カードを提出し、避難先を確認後、自家用車またはバス等により避難中継所へ移動する。
  - ◆ 指示に従い、安定ヨウ素剤を服用する。



< A・A-2ゾーンの避難イメージ >

- UPZの避難等（B、C、D、E、Fゾーン）
  - ◆ 全面緊急事態で住民は屋内退避を行う。
  - ◆ OIL2の基準を超過したゾーンの住民は、一週間以内に市の指示に従い、段階的に避難を開始する。
  - ◆ OIL1の基準を超過したゾーンの住民は、1日以内に市の指示に従い、段階的に避難を開始する。
  - ◆ 避難完了の目印として玄関先等に白いタオルを掲出する。
  - ◆ 住民は、市が指定した避難時集結場所へ集結する。
  - ◆ 避難時集結場所で避難カードを提出し、避難先を確認後、自家用車またはバス等により避難中継所へ移動する。
  - ◆ 指示に従い、安定ヨウ素剤を服用する。



< B・C・D・E・Fゾーンの避難イメージ >

#### 4 避難先

- 避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は市外を基本とする。
- 放射性物質の拡散方向に応じた避難に対応するため、南方面と西方面の避難先を定める。

< 避難先市町 >

南方面		西方面	
〔京都府〕京都市	64,033 人	〔兵庫県〕神戸市	35,406 人
宇治市	13,131 人	尼崎市	15,346 人
城陽市	5,665 人	西宮市	16,921 人
向日市	3,295 人	淡路市	1,742 人
		〔徳島県〕鳴門市	8,471 人
		松茂町	3,742 人
		北島町	4,496 人

舞鶴市の自治会との避難先マッチングについては、資料編に記載。

#### 5 避難手段

- 避難手段の考え方
  - ◆ 避難実施の判断基準の異なるPAZ、UPZ等の区分、その他地域の状況に応じて、自家用車又はバス等で避難する。
  - ◆ 自家用車で避難する場合は、極力地域で乗り合わせるよう努める。
  - ◆ 交通渋滞抑制策等について、関係府県相互に協議を行うとともに、内閣府、警察庁、道路管理者等の関係機関と調整する。
  - ◆ 複合災害の対応も含め、状況に応じて、船舶、航空機、鉄道等の多様な避難手段の活用も考慮し、実働組織等（自衛隊、海上保安庁、警察等）へ応援要請する。

- バスの確保
  - ◆ 舞鶴市は、協定を締結している交通事業者等の協力を得て、避難に必要なバスの台数の確保を行う。京都府も、国、関西広域連合等の協力を得て、必要なバスの台数の確保を行う。
  - ◆ 舞鶴市から避難中継所間のバスについては、原則、舞鶴市又は京都府が確保する。避難中継所から避難先市町間のバスについては、京都府又は避難先市町が確保する。
  - ◆ 京都府は、府内のバス事業者だけでは必要な台数を確保できないときは、関西広域連合にバス確保の調整を要請する。
- バスの運行
  - ◆ 原則、舞鶴市から避難中継所間のバスは、UPZ内又はその周辺に営業所を有するバス事業者、避難中継所から避難先市町間のバスは、避難中継所又は避難所周辺に営業所を有するバス事業者、それぞれ運行を要請する。
  - ◆ バス事業者は、舞鶴市又は京都府等からの要請に基づき、車両及び運転手等を提供する。
  - ◆ バスは、車両の避難退域時検査及び除染の手間を省くため、避難中継所を境にピストン運行させる。
  - ◆ 避難退域時検査の結果、基準以上の汚染がないことが確認できたバスについては、必要に応じ、直接、避難先に乗り入れることができる。

## 6 避難経路

- 住民は、避難中継所を経由し、避難退域時検査及び除染を行った上で、所定の避難所へ避難する。
- 高速道路及び国道等の幹線道路を基本にあらかじめ設定した避難経路で避難する。
- 避難経路として定めている道路等が、自然災害等により使用できない場合は、京都府及び舞鶴市は代替道路を設定する。また、道路の通行規制や復旧作業等について、各道路の管理者に確認し、適切な避難経路を調整する。

## 7 避難中継所及び車両一時保管場所

- 避難中継所
  - ◆ 京都府は、避難中継所を避難経路上の重点区域（UPZ）境界周辺に設置することを基本とする。
  - ◆ 避難中継所は、避難者の避難退域時検査及び除染を行うほか、車両の一時保管、バスの乗り換え等の機能を担う場所とする。

### < 避難中継所の候補地 >

施設名称	所在地
綾部工業団地・交流プラザ	綾部市とよさか町 4
綾部市中央公民館	綾部市里町久田 2 1 - 2 0
長田野公園体育館	福知山市長田野町 2 丁目
京都府立丹波自然運動公園	京丹波町曾根崩下代 1 1 0 - 7
福知山市三段池公園	福知山市猪崎 3 7 7 - 1

- 避難退域時検査及び除染
  - ◆ 避難者の避難退域時検査及び除染は、避難中継所において、国のマニュアルに基づき、京都府が府内市町等の協力を得て実施する。
  - ◆ PAZの避難者等、予防的に避難した避難者であって、基準以上の汚染がないと合理的に判断できる場合は、避難退域時検査を省略できるものとする。

- ◆ 避難退域時検査は、まず車両の検査を行い、車両に基準を超える汚染が検出されない場合は、その乗員及び携行品も同様とみなす。
- ◆ 京都府は、避難退域時検査及び除染の結果、基準以上の汚染がないことが確認できた者について、避難退域時検査済証を発行するとともに記録票を作成し、適切に保管する。
- 車両一時保管場所
  - ◆ 避難先に自家用車の保管場所が確保できていない場合は、避難中継所または車両一時保管場所に一時保管する。
  - ◆ 車両一時保管場所から避難所への移動手段については、京都府及び避難先市町が協力して手配・案内する。

< 車両一時保管場所の候補地 >

施設名称	所在地
長田野工業団地アネックス京都三和	福知山市三和町みわ
長田野工業団地	福知山市長田野町

## 避難所と避難者支援

### 1 避難所

- 避難所は、避難先市町が設置する。
- 避難先市町は、必要に応じて大規模施設に拠点避難所を開設することができる。拠点避難所から最終的な避難所への避難手段は、京都府の協力を得て、避難先市町が手配する。
- 避難所の開設期間は、目安として2か月を上限とする。
- 避難所が不足する場合や高齢者等の利用に配慮した避難所が必要な場合等には、公的な宿泊施設や民間の旅館・ホテル等を借り上げて避難所とすることも可能である。

### 2 避難所の運営

- 避難所開始当初は、避難先市町が避難所運営において積極的な役割を担う。
- 避難所開設当初の避難先市町主導の運営から、舞鶴市による運営へ、さらには避難者による自主運営へと運営体制を順次切り替えていく。

### 3 避難者の支援

- 舞鶴市の行政機能移転
  - ◆ 避難者の生活支援サービスの提供を行うため、避難所近辺に行政機能を移転する。
  - ◆ 南方面へ避難する場合の移転場所は、避難先市町の協力を得て京都府が確保する。

< 移転場所の候補地 >

施設名称	所在地
京都府総合見本市会館（京都パルスプラザ）	京都市伏見区竹田鳥羽殿町 5

西方面へ避難する場合の移転場所については、現在調整中。

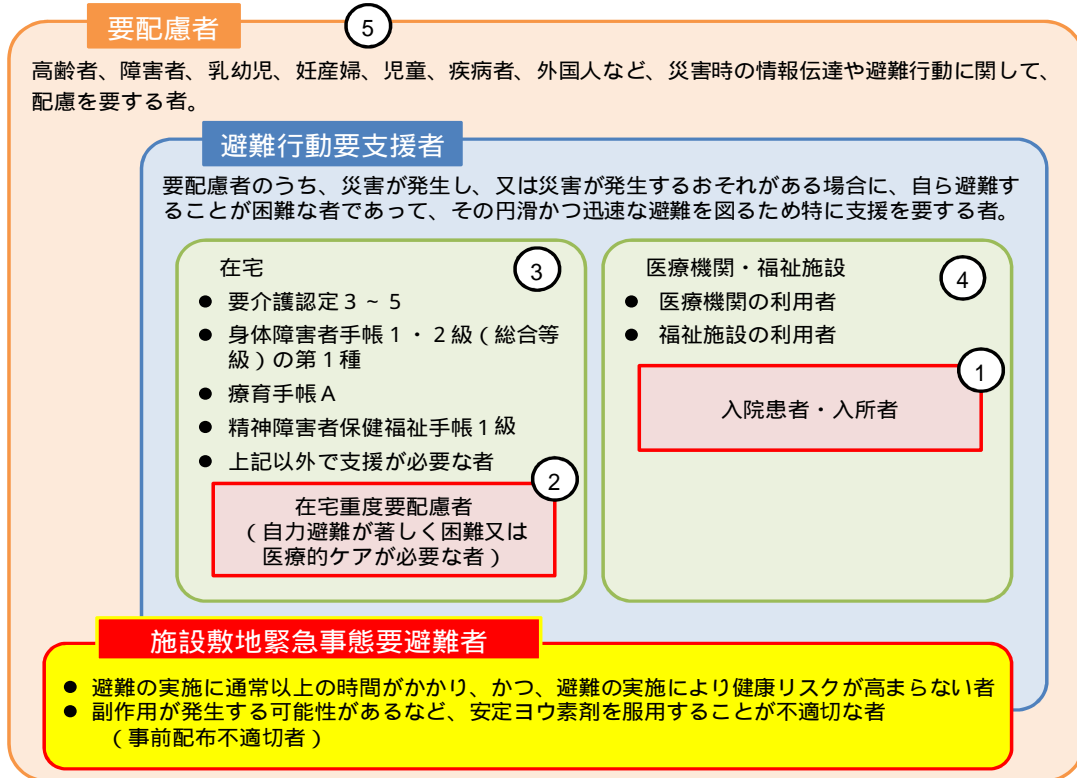
- 二次避難への移行
  - ◆ 京都府及び舞鶴市は、避難の長期化に備え、避難先市町と連携し、二次避難先の確保に努める。
  - ◆ 二次避難先としては、公営住宅、民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅（みなし仮設） 国、地方公共団体の職員宿舎を確保し、それでもなお不足する場合に 応急仮設住宅を整備する。

## 要配慮者の避難

### 1 要配慮者の避難の考え方

要配慮者については、年齢や容態、同居家族の有無、障害の程度など、一人ひとりの状況は様々であり、各人の状況を踏まえた避難計画を策定する必要がある。

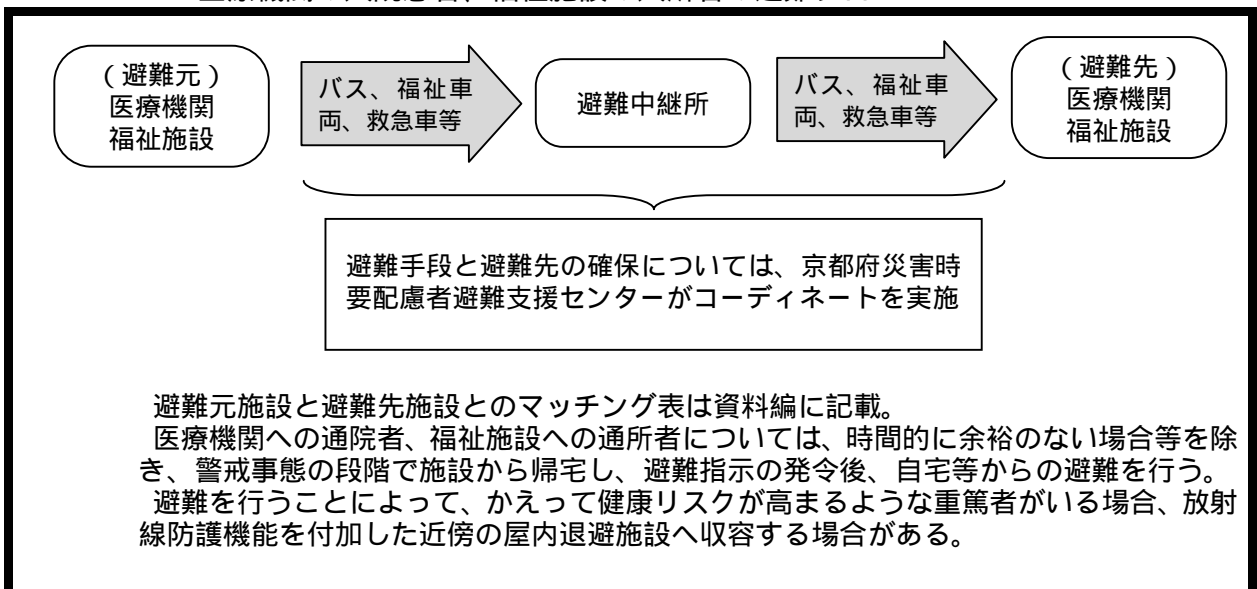
#### < 要配慮者の大別 >



### 2 医療機関の入院患者、福祉施設の入所者、在宅重度要配慮者の避難

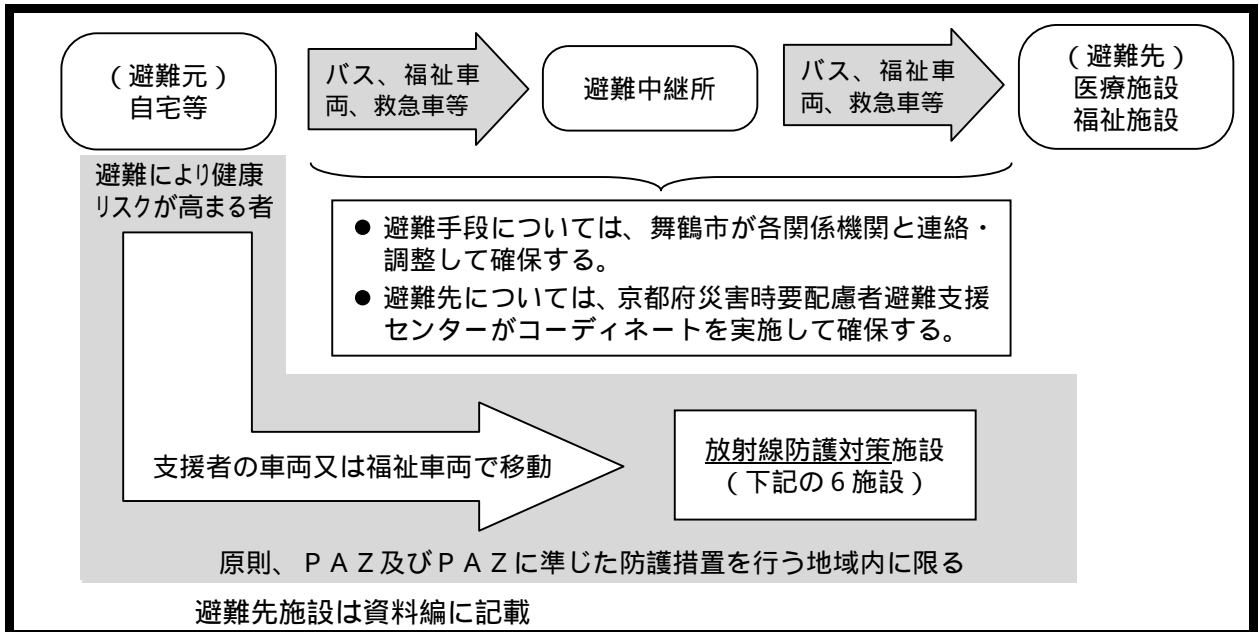
- 医療機関の入院患者、福祉施設の入所者
  - ◆ 各医療機関・福祉施設が別に定める避難計画に基づき、避難を実施する。
  - ◆ 避難に当たっては、各施設の長が京都府災害時要配慮者避難支援センターと連絡・調整を密に取りながら、必要な避難手段と避難先を確保することを原則とする。

#### < 医療機関の入院患者、福祉施設の入所者の避難フロー >



- 在宅重度要配慮者
  - ◆ 舞鶴市は、各関係機関と連絡・調整しながら、必要な避難手段と避難先を確保することを原則とする。

< 在宅重度要配慮者の避難フロー >



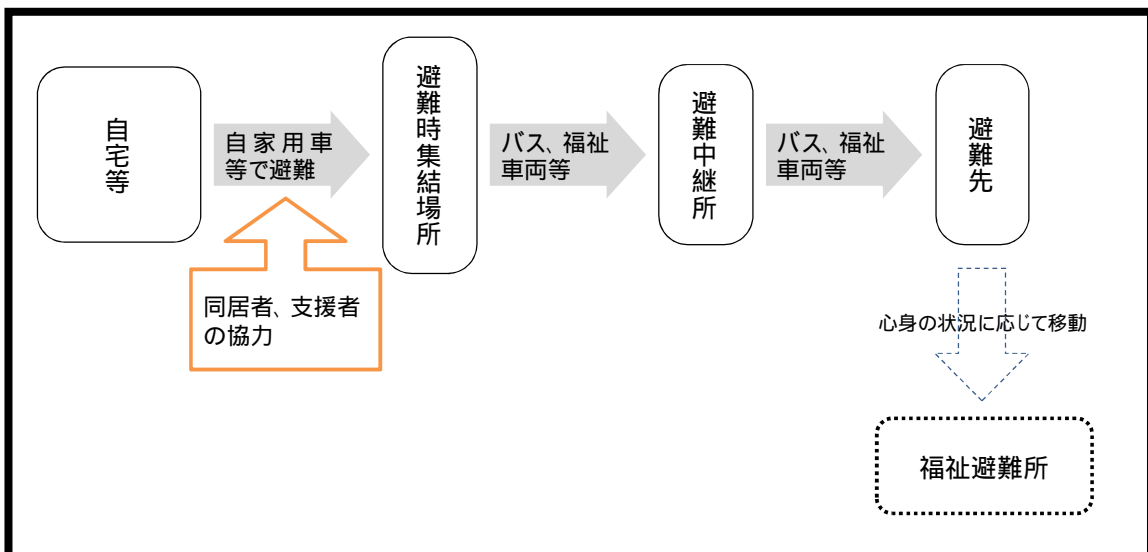
< 避難により健康リスクが高まる要配慮者の放射線防護対策施設 >

大浦会館	特別養護老人ホームやすらぎ苑
朝来小学校	特別養護老人ホームグリーンプラザ博愛苑
障害者施設こひつじの苑舞鶴	みずなぎ鹿原学園

3 その他の要配慮者の避難

医療機関の入院患者、福祉施設の入所者、在宅重度要配慮者以外の要配慮者については、舞鶴市、地域、京都府等が連携し、避難を実施することを原則とする。

< その他の要配慮者の避難フロー >

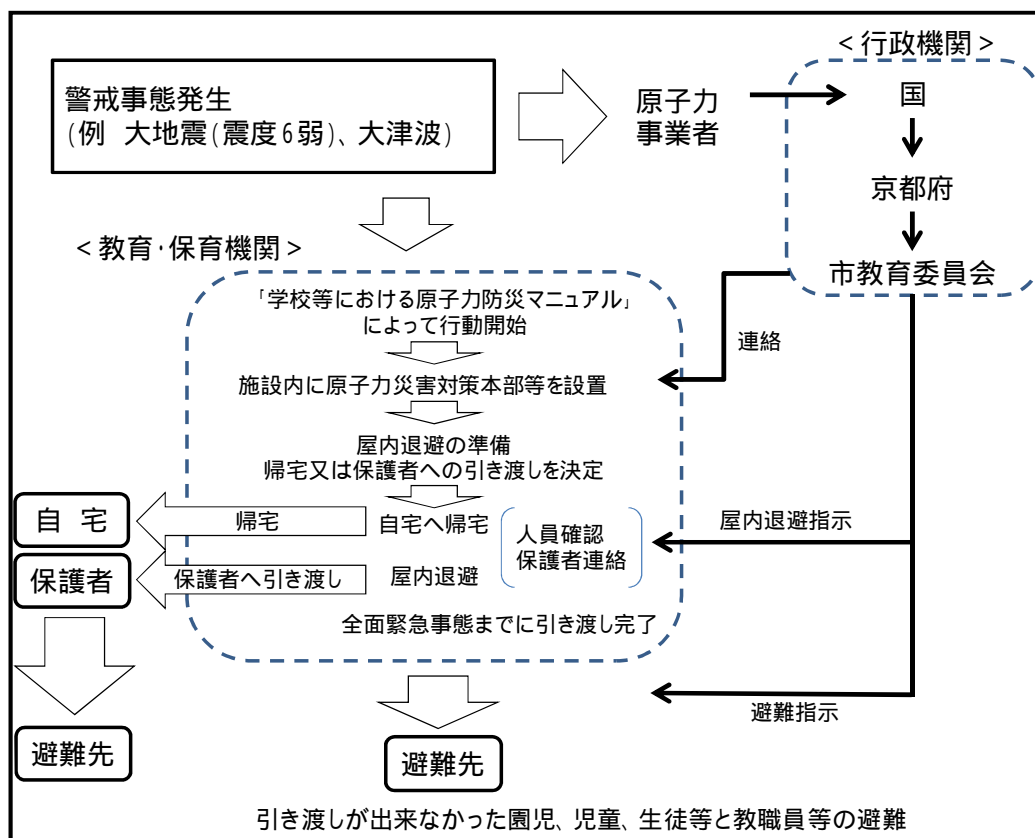




#### 4 園児、児童、生徒等への対応

- 原子力災害対策本部の設置
  - ◆ 原子力災害が発生した場合、各施設では、園長、校長等を本部長とする「原子力災害対策本部」を設置する。
- 避難の考え方
  - ◆ 園児、児童、生徒等の避難については、原則、早め早めに帰宅又は保護者に引渡し、保護者とともに自宅の所在する自治会の住民として避難する。
  - ◆ 「警戒事態」において、帰宅又は保護者への引き渡しを決定し、全面緊急事態までに完了する。
  - ◆ 帰宅又は保護者への引渡しができなかった場合は、施設の所在する自治会の住民として避難し、避難先での引渡しとする。
  - ◆ P A Z 及び P A Z に準じた防護措置を行う地域又は高浜町の P A Z から通園、通学等を行う園児、児童、生徒等は、原則、帰宅させずに、施設に待機し、施設において、保護者へ引渡す。

#### < 保育所、学校等の防護措置 >



## 安定ヨウ素剤の取り扱い

### 1 安定ヨウ素剤の配布体制の整備

- 事前配布体制の整備
  - ◆ P A Z 及び P A Z に準じた防護措置を行う地域の住民に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制を整備し、安定ヨウ素剤の予防服用が行えるよう準備する。
  - ◆ 事前配布後における一時滞在者等に対する配布等に備え、予備の安定ヨウ素剤を適切な場所に備蓄する。
  - ◆ 事前配布した安定ヨウ素剤は、使用期限である3年ごとに回収し、再配布する。また、転出・転入者、3歳・13歳到達者、死亡者等への速やかな回収・配布に努める。

#### < 事前配布地区 >

区 分	地 区
P A Z	松尾、杉山
P A Z に準じた防護措置を行う地域	大山、田井、成生、野原

事前配布説明会を実施し、医師等の問診の上、事前配布を実施済。

- 緊急時における配布体制の整備
  - ◆ U P Z の住民に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、安定ヨウ素剤の予防服用が行えるよう準備する。
  - ◆ 配布場所、配布のための手続き、配布及び服用に關与する医師、薬剤師の手配等についてあらかじめ配布計画等を定めるとともに、配布用の安定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄しておく。

#### < 安定ヨウ素剤 備蓄先 >

名 称	住 所
舞鶴市保健センター	余部下 1 1 6 7

全住民分と一時滞在者分の丸剤と粉末剤を備蓄。

### 2 安定ヨウ素剤の予防服用

- 事前配布された安定ヨウ素剤の服用指示
  - ◆ 安定ヨウ素剤を事前配布された P A Z 及び P A Z に準じた防護措置を行う地域の住民等に対して、国の指示または独自の判断により、服用を指示する。
- 緊急時における安定ヨウ素剤の配布・服用指示
  - ◆ 緊急時には、備蓄先より避難時集結場所等に設置する緊急配布場所に速やかに安定ヨウ素剤を搬送する。
  - ◆ 国の指示または独自の判断により、原則として医師等の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示する。

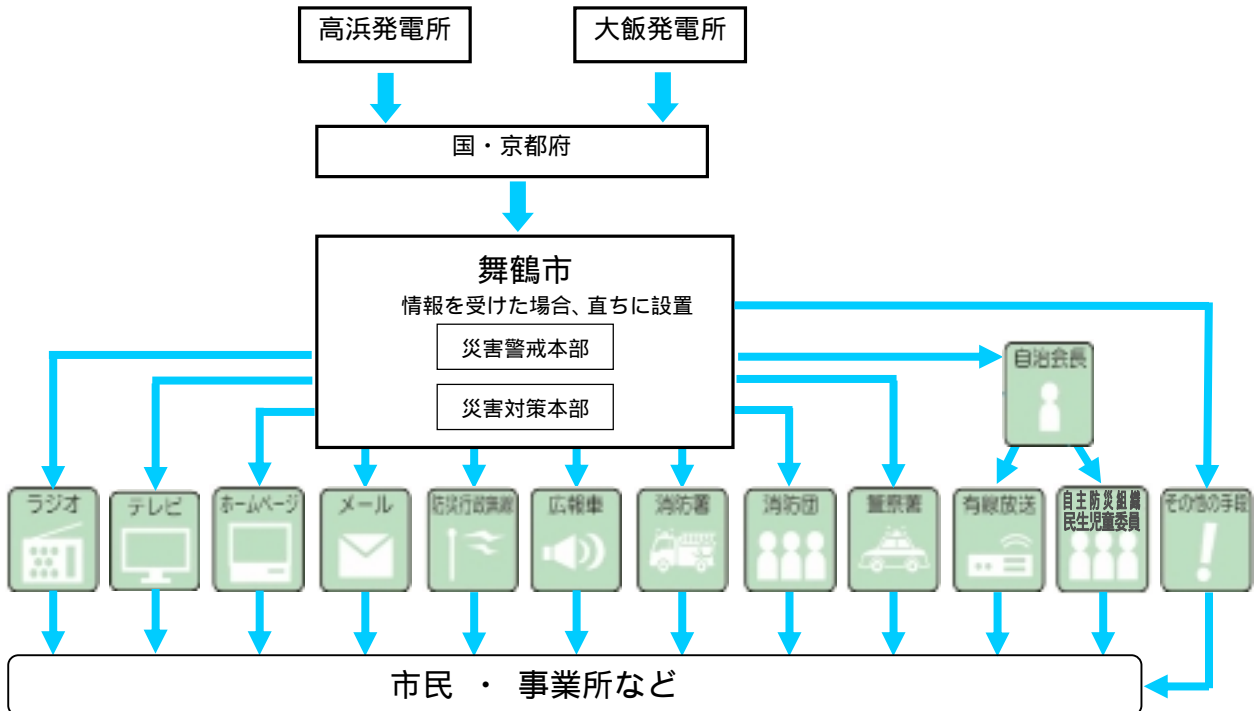
#### < 安定ヨウ素剤緊急配布場所候補地 >

区 分	配布場所
避難時集結場所	西総合会館、明倫小学校、大浦小学校、志楽小学校、東舞鶴高等学校、朝来小学校、白糸中学校、東舞鶴高等学校浮島分校、新舞鶴小学校、三笠小学校、東体育館、倉梯小学校、青葉中学校、倉梯第二小学校、南公民館、与保呂小学校、中舞鶴小学校、中総合会館、和田中学校、日星高等学校、池内小学校、余内小学校、文化公園体育館、城北中学校、中筋小学校、西舞鶴高等学校、城南中学校、高野小学校、福井小学校、由良川小学校、岡田小学校、加佐中学校
避難中継所	綾部工業団地・交流プラザ、綾部市中央公民館、長田野公園体育館、京都府立丹波自然運動公園、福知山市三段池公園

避難時集結場所ので配布できない場合は、避難中継所で配布予定。

## 避難等に関する情報伝達

### 1 避難等に関する情報伝達



### 2 伝達内容

#### ● 時機

- ◆ 警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態に至った場合
- ◆ 事故や災害の状況に大きな変化があった場合
- ◆ 避難準備、屋内退避、避難等を指示する場合
- ◆ その他情報提供が必要な場合

#### ● 内容

- ◆ 事故や災害の状況に関すること
- ◆ 市及び関係機関の対応状況に関すること
- ◆ 避難準備、屋内退避、避難等の指示に関すること
- ◆ その他、必要な情報

### 自治会、自主防災組織等との連携

- 舞鶴市は、住民の避難が少しでも円滑に実施できるよう、平常時から自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団等に対し協力を求める。
- 事故発生時においては、避難カードの収集や逃げ遅れ防止活動への協力を求める。

### 事業所等の対応

事業所等は、従業員等の安全を確保するため、あらかじめ避難計画の作成に努め、原子力災害発生時の体制を整えておく。

### 観光客等への対応

- 観光客等は、「警戒事態」の段階で市外退去することとする。
- 避難手段については、原則、来訪手段と同様の手段で避難する
- 

### 市内残留者の確認

市内残留者の確認は、市職員、消防署員、警察署員及び国、京都府の応援派遣員により調査班を編成し、戸別訪問により行う。